



年金 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 戸籍年金係
☎476-1111(126)

◆国民年金後納制度について

～国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます！～

国民年金後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができるものです。

また、後納制度を利用することで納付した期間が不足して受給できなかった方が、受給資格を得られる場合があります。過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。なお、後納制度が利用できる期限は、**平成27年9月30日(水)まで**となっています。お早めにお申し込みください。

～国民年金後納保険料の納付書の『使用期限』にご注意ください！～

すでに国民年金後納制度を申し込まれた方で、平成17年4月以降分の後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限(平成27年3月31日)までに納付をお願いします。

なお、使用期限までに納付できなかった方が、平成27年4月以降に納付を希望される場合は、新たな納付書を発行しますので、『国民年金保険料専用ダイヤル』またはお近くの年金事務所にご連絡ください。

ご注意ください！

○平成17年3月以前の後納保険料は10年を超えるため、平成27年4月以降は納付できません。

～国民年金後納制度のお申し込み・納付書の再発行について～

■国民年金保険料専用ダイヤル(ナビダイヤル)

TEL: 0570-011-050

■鹿屋年金事務所

TEL: 0994-42-5121

◆過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

～国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されました！～

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、国民年金保険料の免除を申請することができます。

平成26年4月からは、申請時点の2年1か月前の月分まで申請ができるようになりました。

(例) 平成27年3月に2年1か月前を免除申請すると ⇒ 平成25年2月分(平成24年度)の免除申請をすることになります。

○申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、国民年金保険料の免除が承認されない場合があります。

○2年1か月前の月分まで国民年金保険料の免除申請をすることができますが、保険料免除申請が遅れると、万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、速やかに申請してください。

※必要な添付書類など、詳しくは下記の申請先までお問い合わせください。

【申請およびお問い合わせ先】

鹿屋年金事務所(鹿屋市寿3-8-19) TEL: 0994-42-5121

大崎町役場住民環境課戸籍年金係 TEL: 099-476-1111(内線126)

